

健康保険の

あなたの扶養家族に異動はありませんか？

《異動手続きについて》

1. 扶養家族の異動手続きについて

卒業・進学・就職のシーズンです。あなたのご家族に異動はありませんか？

会社へ届出の際は、健保組合への届出も併せてお願いします。

あなたの扶養家族の方で、次のA・B・Cに該当する方は、提出書類を各事業所の健保担当者へご提出ください。

	扶養家族の状況は？		提出書類
A	進学等で別居される方	➡	① 「住所変更・氏名変更/訂正・生年月日訂正届」(保険証は添付不要)
B	就職し、就職先から保険証を交付された方	➡	① 「健康保険被扶養者(異動)届」 ② 「就職先にて交付された保険証(写)」 ③ 「該当者のヤマハ健保の保険証」
C	パート・アルバイト・年金等で収入基準を超過した方	➡	① 「健康保険被扶養者(異動)届」 ② 「該当者のヤマハ健保の保険証」

扶養家族の除外手続きをしてください

扶養家族の除外手続きをしてください

- この春、「大学・短期大学・予備校」等に進学され、住所変更となった方は、A項の①にある『住所変更・氏名変更/訂正・生年月日訂正届』をご提出ください。
- 扶養家族の除外手続きが遅れますと、国への納付金の算定に影響し、健保組合の財政負担が増加することになります。申請書は迅速にご提出ください。
- 『健康保険被扶養者(異動)届』や『住所変更・氏名変更/訂正・生年月日訂正届』につきましては、各事業所健保担当者又はヤマハ健保ホームページより入手してください。(ヤマハ発動機関連事業所は「Be-Pro・S」でも可)
- お問合せ先：適用グループ Tel 053-460-1581

